

議員提出第5号議案

島根県議会会議規則の一部を改正する規則

1 提案理由

地方自治法の改正により委員会が議案を提出することができるようになったことに伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、この規則案を提出する理由である。

2 規則の概要

- (1) 委員会が議案を提出しようとするときは、その案を備え、理由を付け、委員長名をもって、議長に提出しなければならないとすること。
- (2) 委員会提出に係る議案は、委員会に付託しないが、議会の議決で付託することができることとすること。
- (3) その他規定の整備

3 施行期日

公布の日から施行する。